



介護保険 情報コーナー



■平成28年1月から申請書を変更しています。 申請書を提出される場合にご注意ください。

平成28年1月から、介護保険の各種申請にも、原則として被保険者の個人番号（マイナンバー）の記載が必要となりました。

個人番号が記載された書類を提出する際には、窓口で次のような本人確認等が行われることとなります。**なりすましや不正利用を防止し、個人情報保護のためにご協力をお願いいたします。**

本人が申請される場合

番号確認と身元確認が必要となります。次の①と②それぞれ、いずれかをご提示ください。

①「番号確認」

個人番号カード、番号通知カード、個人番号が記載された住民票の写し等
※なお、これらの提出が難しい場合は、窓口はその旨を申し出てください。

②「身元確認」

個人番号カード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなど（官公署から発行された顔写真のあるものは1種類、顔写真のないものは2種類）
※氏名、生年月日または住所が記載されているものに限りま。

代理人による申請の場合

代理権の確認、代理人の身元確認、被保険者本人の番号確認が必要となります。次の①、②、③それぞれ、いずれかをご提示ください。

①「代理権の確認」

法定代理人の場合は「戸籍謄本」などその資格を証明する書類、任意代理人の場合は「委任状」が必要です。これらが困難な場合には、被保険者本人の「介護保険被保険者証」など、官公署から本人に対してのみ発行された書類などの提示によって確認します。

②「代理人の身元確認」

代理人の個人番号カード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、居宅介護支援専門員証など（官公署から発行された顔写真のあるものは1種類、顔写真のないものは2種類）
※氏名、生年月日または住所が記載されているものに限りま。

③「本人の番号確認」

個人番号カードの写し、番号通知カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し等
※なお、これらの提出が難しい場合は、窓口はその旨を申し出てください。

その他

①「個人番号の記載が難しい場合」

個人番号が分からない場合、本人が認知症等で意思能力が著しく低下しており、代理権の授受が困難な場合など、申請書等への個人番号の記載が難しい場合は、その他の記載内容に問題がなければ申請書を受け付けますので、未記載のまま提出してください。

②「代理権のない使者による申請の場合」

被保険者本人の代わりに使者が申請書の提出を行うだけの場合は、個人番号が使者に見えないよう、申請書を封筒などに入れて提出してください。この場合には、被保険者本人の番号確認と身元確認ができる書類の写しを同封してください。
※使者の身元確認は行いません。

③「郵送による提出の場合」

上記②と同様に、申請書に併せて、番号確認ができる書類の写し、身元確認ができる書類の写しを同封してください。



介護保険 情報コーナー



■ 介護保険料を滞納すると・・・

介護認定を受けて実際に介護サービスを利用される際の利用者負担は、通常かかった費用の1割（一定以上所得者は2割）ですが、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

介護が必要となったときに、必要なサービスが受けられないといったことにならないために保険料は納め忘れのないようにしましょう。

(1) 介護保険料を1年以上滞納した場合

介護サービス費用の全額（10割）をいったん利用者が負担することになります。その後、利用者の申請により、広域連合から保険給付分（9割、一定以上所得者は8割）が戻る支払方法（償還払い）となります。



(2) 介護保険料を1年6か月以上滞納した場合

介護サービス費用の全額（10割）をいったん利用者が負担することになります。滞納している介護保険料が納付されるまで、申請しても保険給付（費用の9割、一定以上所得者は8割）が支払われない（差し止められる）こととなります。なお、引き続き滞納しているときは、差し止められている保険給付から滞納している介護保険料に充てられることがあります。



(3) 介護保険料を2年以上滞納した場合

介護保険料の滞納期間に応じて、利用者負担割合が1割（一定以上所得者は2割）から3割に引き上げられます。また、高額介護サービス費等が受けられなくなります。

※災害などのやむを得ない理由で保険料を納められない場合、また納付が困難な方は納付についての相談も受けておりますので、雲南広域連合介護保険課までご相談ください。

交通事故などにより介護保険の サービスを利用された場合は届出を！

交通事故などで他人（第三者）から被害を受け、介護保険のサービスを利用された場合、過失割合に応じ、必要となった介護費用は相手方（第三者）が負担するのが原則です。

介護保険サービスに係る費用の9割もしくは8割分の保険給付のうち、相手方（第三者）が負担すべき分を、まずは保険者（雲南広域連合）が相手方（第三者）に代わって介護保険のサービス事業者へ立替払いを行います。後日、保険者（雲南広域連合）が相手方（第三者）に対して保険者負担額について損害賠償請求を行います。

交通事故などで他人（第三者）から被害を受けたことが原因で、介護保険サービスを利用する場合は、雲南広域連合またはお住まいの市町の介護保険担当窓口へ届出を行ってください。